

報道関係者 各位

平成 24 年 9 月 28 日

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域移行・障害児支援室

室 長 阿萬 哲也(内線 3005)

室 長 補 佐 菊池 芳久(内線 3041)

虐待防止専門官 曾根 直樹(内線 3040)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2608

虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の通報が義務付けられます

— 平成 24 年 10 月 1 日 障害者虐待防止法が施行 —

障害者虐待の防止や養護者に対する支援などの施策を促進することで、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が、平成 24 年 10 月 1 日から施行されます。

この法律では、障害者に対して

- ① 身の回りの世話や介助、金銭の管理などを行っている家族・親族・同居人など（養護者）
- ② 障害者福祉施設などの職員（障害者福祉施設従事者等）
- ③ 勤め先の経営者など（使用者）

が行う虐待行為を「障害者虐待」と定め、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は「速やかに、これを市町村（又は都道府県）に通報しなければならない」という義務を定めています。

また、各都道府県や市町村には、「都道府県障害者権利擁護センター」や「市町村障害者虐待防止センター」など、障害者虐待に関する通報や、虐待を受けた障害者本人からの届出の窓口が設置されることとなります。

このような通報義務や通報・届出の窓口を広く周知することが、障害者虐待の早期発見・早期対応に有効です。

厚生労働省では、障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図るため、相談窓口の体制整備や一時保護のための居室確保、障害者虐待防止に関する研修などを事業内容とした「障害者虐待防止対策支援事業（国庫補助事業）」を実施しており、今後も、各都道府県・市町村の体制強化を支援していきます。

なお、障害者虐待防止法や施行令・施行規則（政省令）、関連通知に加え、法の円滑な施行のために作成したマニュアルなどについては、厚生労働省ホームページに随時掲載していきます。

厚生労働省ホームページ 掲載アドレス

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/

【参考：障害者虐待防止法に定める虐待行為】

① 身体的虐待	殴る、蹴る、身体拘束 等
② 性的虐待	性的な行為を強要する、本人の前でわいせつな言葉を発する 等
③ 心理的虐待	怒鳴る、ののしる、無視する 等
④ 放棄・放置(ネグレクト)	食事を与えないなど世話を放棄する 等
⑤ 経済的虐待	勝手に財産を処分する、必要な金銭を渡さない 等

(別添1) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(別添2) 障害者虐待防止対策支援事業（国庫補助事業）

(別添3) 障害者虐待防止法に係る通報・届出窓口一覧（都道府県分）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布)

目的

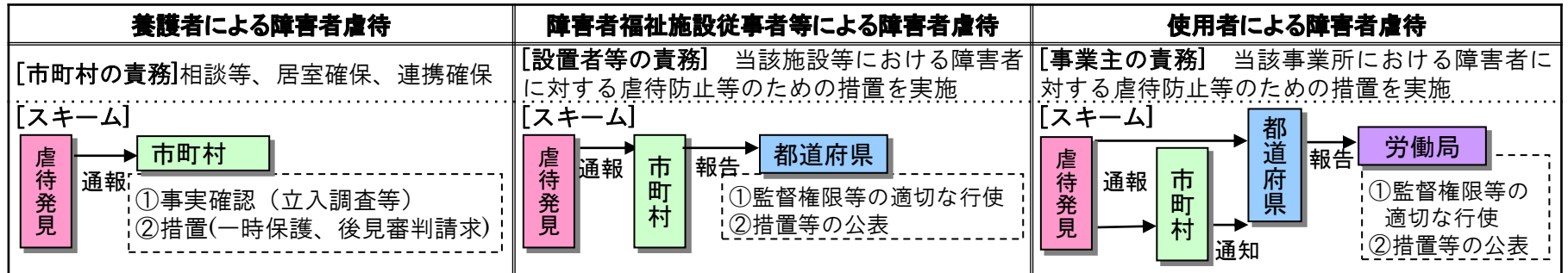
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

障害者虐待防止対策支援事業

平成25年度概算要求: 407,255千円

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う

(1) 連携協力体制整備事業

- 地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

連携協力体制を整備した上で、
(2)から(5)を地域の実情を踏まえ、実施

(3) 研修事業

- 障害福祉サービス事業所等の**従事者や管理者、相談窓口職員**に対する**障害者虐待防止に関する研修を実施**する。

(2) 家庭訪問等個別支援事業

① 家庭訪問

- 過去に虐待のあった障害者の家庭やそのおそれのある障害者の家庭に対し、**相談支援専門員等を訪問させる**ことにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

③ 一時保護のための居室の確保等

- 事前に障害者支援施設や短期入所事業所等に依頼し、**居室の確保**を行うとともに、**緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れ**について支援する。

② 相談窓口の強化

- 障害者虐待に係る**24時間・365日の相談体制を整備**する。

④ カウンセリング

- 医師、臨床心理士等が、虐待を受けた障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、**カウンセリング**を行う。

⑤ その他地域の実情に応じて行う事業

(4) 専門性強化事業

- 医師や弁護士等による**医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保**する。
- 有識者から構成されるチームを設置し、**虐待事例の分析等**を行う。

(5) 普及啓発事業

※ 障害者虐待防止・権利擁護事業(平成25年度概算要求: 3,915千円)

国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

障害者虐待防止に係る通報・届出 窓口一覧（都道府県分）

【平成24年9月28日 現在】

	名 称	住 所
北海道	北海道障がい者権利擁護センター (北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課)	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
青森県	青森県障害者権利擁護センター (青森県社会福祉協議会)	〒030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ 2階
	青森県健康福祉部障害福祉課	〒030-8570 青森市長島1-1-1
岩手県	岩手県保健福祉部障がい保健福祉課	〒020-8570 盛岡市内丸10-1
宮城県	宮城県障害者権利擁護センター (宮城県社会福祉士会)	〒981-0935 仙台市青葉区三条町10-19
秋田県	秋田県健康福祉部障害福祉課	〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1
山形県	山形県健康福祉部障がい福祉課	〒990-8570 山形市松波二丁目8-1
福島県	福島県障がい者権利擁護センター (福島県保健福祉部障がい福祉課)	〒960-8670 福島市杉妻町2-16
茨城県	茨城県障害者権利擁護センター (茨城県手をつなぐ育成会)	〒310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2階
栃木県	栃木県障害者権利擁護センター (栃木県保健福祉部障害福祉課)	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
群馬県	群馬県障害者権利擁護センター (群馬県社会福祉士会)	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル5階
埼玉県	埼玉県障害者権利擁護センター (埼玉県社会福祉協議会)	〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65
千葉県	千葉県健康福祉部障害福祉課	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
東京都	東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1
神奈川県	神奈川県障害者権利擁護センター (神奈川県社会福祉協議会)	〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14階
新潟県	新潟県福祉保健部障害福祉課	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1

障害者虐待防止に係る通報・届出 窓口一覧（都道府県分）

【平成24年9月28日 現在】

	名 称	住 所
富山県	富山県障害者権利擁護センター (富山県社会福祉協議会)	〒930-0094 富山市安住町5-21 富山県総合福祉会館（サンシップとやま）2階
石川県	石川県健康福祉部障害保健福祉課	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
福井県	福井県総合福祉相談所障害者相談課	〒910-0026 福井市光陽2丁目3-36
山梨県	山梨県障害者権利擁護センター (山梨県障害者福祉協会)	〒400-0005 甲府市北新1-2-12
	山梨県福祉保健部障害福祉課	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
長野県	長野県障害者権利擁護(虐待防止)センター (長野県健康福祉部障害者支援課)	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
岐阜県	岐阜県障害者権利擁護センター (岐阜県社会福祉士会)	〒500-8261 岐阜市茜部大野2丁目219番地
静岡県	静岡県障害者虐待防止支援センター (静岡県障害者政策課)	〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
愛知県	愛知県健康福祉部障害福祉課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
三重県	三重県障害者権利擁護センター (三重県障害者相談支援センター)	〒514-0113 津市一身田大古曾670-2
滋賀県	滋賀県障害者権利擁護センター (滋賀県社会福祉協議会)	〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138
京都府	京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター (京都府健康福祉部障害者支援課)	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
大阪府	大阪府障がい者権利擁護センター (大阪府福祉部障がい福祉室)	〒540-8570 大阪府中央区大手前2-1-22
兵庫県	兵庫県障害者権利擁護センター (兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課)	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
奈良県	奈良県障害者権利擁護センター (奈良県健康福祉部障害福祉課)	〒630-8501 奈良市登大路町30番地
和歌山県	和歌山県障害者権利擁護センター (和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課)	〒640-8585 和歌山市小松原通1丁目1番地

障害者虐待防止に係る通報・届出 窓口一覧（都道府県分）

【平成24年9月28日 現在】

	名 称	住 所
鳥取県	鳥取県東部総合事務所福祉保健局	〒680-0901 鳥取市江津730
	鳥取県中部総合事務所福祉保健局	〒682-0802 倉吉市東巖城町2
	鳥取県西部総合事務所福祉保健局	〒683-0802 米子市東福原1丁目1-45
島根県	島根県障がい者権利擁護センター (島根県健康福祉部障がい福祉課)	〒690-8501 松江市殿町1番地
岡山県	岡山県障害者権利擁護センター (岡山県社会福祉協議会)	〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1 (岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館3階)
広島県	広島県障害者権利擁護センター (広島県社会福祉協議会)	〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 (広島県社会福祉会館内)
山口県	山口県障害者権利擁護センター (山口県社会福祉士会)	〒753-0072 山口市大手町9番6号山口県社会福祉会館内
徳島県	徳島県障害者権利擁護センター (徳島県障害者相談支援センター)	〒770-0005 徳島市南矢三町二丁目1-59
香川県	香川県障害者権利擁護センター (香川県障害福祉相談所)	〒761-8057 高松市田村町1114 (かがわ総合リハビリテーションセンター内)
愛媛県	愛媛県障害者権利擁護センター (愛媛県社会福祉協議会)	〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号
高知県	高知県障害者権利擁護センター (高知県地域福祉部障害保健福祉課)	〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
福岡県	福岡県福祉労働部障害者福祉課	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
佐賀県	佐賀県障害者権利擁護センター (佐賀県健康福祉本部障害福祉課)	〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
長崎県	長崎県障害者権利擁護センター (長崎県福祉保健部障害福祉課)	〒850-8570 長崎市江戸町2-13
熊本県	熊本県障がい者権利擁護センター (熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課)	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

障害者虐待防止に係る通報・届出 窓口一覧（都道府県分）

【平成24年9月28日 現在】

	名 称	住 所
大分県	大分県障害者権利擁護センター (大分県福祉保健部障害福祉課)	〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
宮崎県	宮崎県障がい者権利擁護センター (宮崎県福祉保健部障害福祉課)	〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
鹿児島県	鹿児島県障害者権利擁護センター (鹿児島県障害福祉課)	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
沖縄県	沖縄県障害者権利擁護センター (沖縄県福祉保健部障害保健福祉課)	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

※各窓口の連絡先（電話番号）等については、厚生労働省ホームページに掲載。

※障害者虐待防止法に伴う正式な稼働は本年10月1日からである。